

福井県報

第 2318 号
平成 24 年
4月10日(火)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

告示

○自動車税証紙売りさばき人等の指定の一部改正(一七八・一八〇・税務課)……………一

○狩猟税証紙売りさばき人の指定の一部改正(一八一・税務課)……………一

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定に基づく指定区域の指定(一二二・循環社会推進課)……………一

○障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の変更(一八三・障害福祉課)……………二

○障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の辞退(一八四・障害福祉課)……………二

○救急業務に係る医療機関の認定(一八五・坂井保健所)……………三

○救急業務に係る医療機関の申出の撤回(一八六・坂井保健所)……………三

○指定採種源の指定の解除(一八七・県産材活用課)……………三

○土地改良区の新たな事業の適当の決定および縦覧(一八八・一八九農村振興課)……………四

○土地改良区の定款変更の認可(一九〇・一九二・坂井農林総合事務所)……………五

○道路の区域の変更(一九三・一九四・道路保全課)……………五

公告

○都市計画事業の事業計画の変更の認可(一九五・河川課)……………六

○証紙売りさばき人の指定の一部改正(一九六・会計課)……………六

○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出(商業振興・金融課)……………六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(公営企業経営課)……………七

○土地改良区の役員の退任(坂井農林総合事務所)……………八

○土地改良区の役員の就任(坂井農林総合事務所)……………八

○公共測量の終了(土木管理課)……………八

○基本測量の終了(土木管理課)……………八

○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件・河川課)……………八

○建築士の免許の取消し(建築住宅課)……………九

○監査の結果に関する措置の公表(十)……………九

告示

福井県告示第178号

福井県条例施行規則第48条の8第1項の規定による自動車税証紙売りさばき人の指定に関する件(昭和40年福井県告示第524号)の一部を次のように改正する。
平成24年4月10日
福井県知事 西川 一誠

「社団法人 福井県自動車会議所」を「一般社団法人 福井県自動車会議所」に改める

福井県告示第179号

福井県条例施行規則第48条の8第1項の規定による自動車取得税証紙売りさばき人の指定に関する件(昭和43年福井県告示第441号)の一部を次のように改正する。
平成24年4月10日
福井県知事 西川 一誠

「社団法人 福井県自動車会議所」を「一般社団法人 福井県自動車会議所」に改める

福井県告示第180号

福井県条例施行規則第48条の8第1項の規定による証紙代金収納計器取扱者の指定に関する件(昭和46年福井県告示第839号)の一部を次のように改正する。
平成24年4月10日
福井県知事 西川 一誠

「社団法人 福井県自動車会議所」を「一般社団法人 福井県自動車会議所」に改める

福井県告示第181号

福井県条例施行規則第48条の8第1項の規定による狩猟税証紙売りさばき人の指定に関する件(平成元年福井県告示第971号)の一部を次のように改正する。
平成24年4月10日
福井県知事 西川 一誠

「福井市大手2丁目9-10 電気ビル5階」を「福井市松本3丁目16-10 福井県職員会館ビル4階」に改める。

福井県告示第182号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を指定区域として指定したので、同法第15条の17第2項の規定により、次のとおり公示する。
平成24年4月10日
福井県知事 西川 一誠

番号	指定区域	埋立地の区分
16	大飯郡おおい町犬見46字新大左近1番1他(別図のとおり)	政令第13条の2第1号

備考 埋立地の区分の欄中「政令」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工令(昭和46年政令第300号)をいい、指定区域がその規定に該当する埋立地であることを示す。
「別図」は省略し、その図面は福井県嶺南振興局若狭健康福祉センターに備え置いて
公衆の縦覧に供する

福井県告示第183号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定による指定自立支援医療機関の指定の変更があったので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

平成24年4月10日

福井県知事 西川 一誠

薬局

変更内容	新 名 称	旧名称	所在地	開設者の氏名または名称	住 所	担当する 自立支援 医療の種類	変更日
名称	クオール薬局大東店	日清薬局大東店	福井市大東1-5-1	クオール株式会社 代表取締役 中村 勝	東京都港区虎ノ門4丁目3-1 城山トラストタワー37階	精神通院医療	H24.4.1

福井県告示第184号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第65条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

平成24年4月10日

福井県知事 西川 一誠

病院・診療所

名 称	所在地	開設者の氏名または名称	住 所	担当する 自立支援 医療の種類	辞退日
斎藤病院	鯖江市中野町6-1-1	斎藤 道夫	鯖江市中野町6-1-1	精神通院医療	H24.5.1

福井県告示第185号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月10日

福井県知事 西川 一誠

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 木村病院
- 3 所在地 あわら市北金津第57号25番地
- 4 認定年月日 平成24年4月1日
- 5 認定の有効期限 平成27年3月31日

福井県告示第186号

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関から、平成24年4月2日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出の撤回があったので、同令第2条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月10日

福井県知事 西川 一誠

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 木村病院
- 3 所在地 あわら市市姫三丁目18番1号

福井県告示第187号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第9条第1項の規定に基づき、指定採種源の指定を解除するので、同条第4項において準用する同法第5条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成24年4月10日

指定番号	指定年月日	指定採取源 の別	採種・採穂 の別	樹種	所在場所	解除する母樹林		解除後の母樹林		所有者等の氏名 又は名称	所有者等の住所
						本数	面積 ha	本数	面積 ha		
福井普 46-92	547.2.3	普通 母樹林	採種	スギ	越前市余川町50八伏3	本 50	ha 0.3	本 —	ha —	三田村 重信	越前市余川町40-11

福井県告示第188号

土地改良法（昭和24年法律第195号）

第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、武生王子保南部土地改良区の新たな事業（維持管理事業）の施行を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月10日

福井県知事 西川 一誠

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成24年4月10日から

平成24年5月11日まで

3 縦覧に供する場所

越前市役所

福井県告示第189号

土地改良法（昭和24年法律第195号）

第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、芦原北潟土地改良区の新たな事業（維持管理事業）の施行を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月10日

福井県知事 西川 一誠

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成24年4月10日から
平成24年5月11日まで

3 縦覧に供する場所

あわら市役所
坂井市役所

福井県告示第190号

土地改良法（昭和24年法律第195号）
第30条第2項の規定に基づき、平成24年
3月1日付で菅原北潟土地改良区の定款変更
を認可したので、同条第3項の規定により公
告する。

平成24年4月10日
福井県知事 西川 一誠

福井県告示第191号

土地改良法（昭和24年法律第195号）
第30条第2項の規定に基づき、平成24年
3月12日付で新郷下番土地改良区の定款変
更を認可したので、同条第3項の規定により
公告する。

平成24年4月10日
福井県知事 西川 一誠

福井県告示第192号

土地改良法（昭和24年法律第195号）
第30条第2項の規定に基づき、平成24年
3月28日付で坂井土地改良区の定款変更を
認可したので、同条第3項の規定により公告
する。

平成24年4月10日
福井県知事 西川 一誠

福井県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第1
8条第1項の規定に基づき、道路の区域を変

更したので、同項の規定により、次のとおり
公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁お
よび三国土木事務所において、平成24年4
月10日から20日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月10日
福井県知事 西川 一誠

道路 種類	新 線名	旧 線別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延 長 (単位: メートル)
三〇五号 一般国道	新		あわら市北潟26字3 番1から あわら市北潟26字8 番7まで	20.8 ～ 34.4	52.5
			あわら市北潟26字3 番1から あわら市北潟26字8 番7まで	20.8 ～ 38.4	52.5
主要地方 道	旧		あわら市北潟26字3 番1から あわら市北潟26字8 番7まで	20.8 ～ 38.4	52.5

福井県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第1
8条第1項の規定に基づき、道路の区域を変
更したので、同項の規定により、次のとおり
公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁お
よび三国土木事務所において、平成24年4

月10日から20日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月10日
福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	区 間	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
一般県道	北瀬平山線	あわらし北瀬257字 61番10から あわらし北瀬257字 66番1まで	11.5 ～ 28.0	35.7
		あわらし北瀬257字 61番10から あわらし北瀬257字 66番1まで	11.5 ～ 43.0	35.7

福井県告示第195号

都市計画法(昭和43年法律第100号)
第63条第1項の規定により、都市計画事業
の事業計画の変更を認可したので、同条第2
項の規定において準用する同法第62条第1
項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年4月10日

福井県知事 西川 一誠

- 1 施行者の名称
五領川公共下水道事務組合
- 2 都市計画事業の種類および名称
嶺北北部都市計画下水道事業
五領川公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和54年2月15日から平成28年3
月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
なし

福井県告示第196号

証紙売りさばき人の指定(昭和60年福井
県告示第1127号)の一部を次のように改
正する。

平成24年4月10日

福井県知事 西川 一誠

表中「社団法人 福井県自動車会議所」を
「一般社団法人福井県自動車会議所」に改め
る。

こ 扣

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第
91号)第5条第1項の規定による大規模小
売店舗の新設の届出があったので、同条第3
項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその
周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項
について意見を有する者は、同法第8条第2
項の規定により、この公告の日から4月以内
に、福井県に対し意見書の提出によりこれを
述べることができる。

平成24年4月10日

福井県知事 西川 一誠

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
(仮称) ホームセンタムサシ丸岡店
坂井市丸岡町羽崎14字12-1他27
筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名また
は名称および住所ならびに法人にあっては
代表者の氏名
アークランドサカモト株式会社
代表取締役 坂本 勝司
新潟県三条市上須頃445番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う主
な者の氏名または名称および住所ならびに
法人にあっては代表者の氏名
アークランドサカモト株式会社

代表取締役 坂本 勝司

新潟県三条市上須頃445番地

4 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年10月26日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
8,595.00平方メートル

6 駐車場の収容台数
360台

7 駐輪場の収容台数
110台

8 荷さばき施設の面積
280.00平方メートル

9 廃棄物等の保管施設の容量
33.50立方メートル

10 大規模小売店舗において小売業を行う
者の開店時刻および閉店時刻
開店時刻 午前7時
閉店時刻 午後8時

11 来客が駐車場を利用することができる
時間帯
午前6時30分から午後8時30分まで

12 駐車場の自動車の出入口の数
5箇所

13 荷さばき施設において荷さばきを行う
ことができる時間帯
荷さばき施設1
午前8時から午後10時まで

荷さばき施設2
午前6時から午後10時まで

14 届出のあった日
平成24年3月16日

15 届出の縦覧場所

(1) 福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業振興・金融課

(2) 坂井市坂井町下新庄第1号1番地

坂井市産業経済部観光産業課

16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間

帯

(1) 縦覧期間

公告の日から 4 月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

1 7 意見書の提出先

福井市大手三丁目 1 7 番 1 号

福井県産業労働部商業振興・金融課

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成 7 年福井県規則第 8 2 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 4 年 4 月 1 0 日

福井県知事 西川 一誠

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称

A 重油（J I S 規格重油 1 種 1 号）

(2) 調達物品の調達予定数量

4 0 0 キロリットル

(3) 調達物品の仕様

入札説明書および発注仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(4) 調達物品の納入に係る期間および日時

平成 2 4 年 5 月 1 6 日から平成 2 4 年

9 月 3 0 日までの間において別に指定する日時

(5) 納入場所

福井県坂井市三国町米納津 4 9 - 1 0

0 - 6

テクノポート福井浄化センター

2 電子入札の実施

この入札に係る入札参加資格の確認申請

および入札書の提出は、契約担当者の使用

に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

3 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、福井県の入札参加資格（大分類 1 3 油脂・燃料類①石油製品）を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 調達物品を安定して納入できることを証明した書類を全て提出した者であること。

4 入札参加資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書に必要と認められる書類（以下「資料」という。）を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関して県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

平成 2 4 年 4 月 1 0 日（火）から同年

4 月 2 3 日（月）まで（土曜日および日

曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時

まで

(2) 申請書等の提出方法

申請書は電子入札システムを使用して送信（紙入札の承認を受けるものは、書面にて資料と共に契約担当者へ持参、もしくは以下のとおり郵送する。）し、資料については、(3)に定める場所に持参または郵送する（郵送する場合は簡易書留郵便とする）。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用する I C カードは、電子署名および認証業務に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 2 号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、その I C カード情報を福井県の入札システムに利用者登録したものとする。

(3) 提出場所

〒 9 1 0 - 8 5 8 0

福井県福井市大手 3 丁目 1 7 - 1

福井県産業労働部公営企業経営課

5 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先

〒 9 1 0 - 8 5 8 0

福井県福井市大手 3 丁目 1 7 - 1

福井県産業労働部公営企業経営課

電話 0 7 7 6 - 2 0 - 0 5 3 5

(2) 入札説明書等の交付

福井県物品等入札情報サービスシステム

に添付される電子データを参照すること。

6 入札書の提出方法、提出期間および入札日時等

(1) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムを使用して送信する。（紙入札によりこの入札に参加しようとする場合を除く。）

(提出期間)

平成 2 4 年 5 月 1 日（火）

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時

および同年 5 月 2 日（水）

午前 8 時 3 0 分から午後 4 時まで

(2) 紙入札により入札書の提出を希望する場合の提出期限等

ア 提出期限

平成 2 4 年 5 月 2 日（水）

午後 4 時（この期限までに必ず到着させること。）

イ 提出方法
持参または郵送すること（郵送する場合は簡易書留郵便とする）。

ウ 提出場所
〒 9 1 0 - 8 5 8 0

福井県福井市大手 3 丁目 1 7 - 1

福井県産業労働部公営企業経営課

(3) 開札の日時および場所

ア 日時

平成 2 4 年 5 月 7 日（月）

午前 1 0 時

イ 場所

福井県福井市大手 3 丁目 1 7 - 1

福井県庁 1 0 階 1 0 0 5 会議室

7 入札の方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 1 0 0 分の 5 に相当する額を加算した金額（加算後の金

- 額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- なお、入札書に記載する金額は、調達物品1キロリットル当たりの価格とすること。
- 8 落札者の決定に関する事項
この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 9 その他
- (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。
- (3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。
- 10 Summary
- (1) Name of products to be purchased
Fuel Oil JIS Class 1 No.1
- (2) Quantity of the products to be purchased
400Kl.
- (3) Delivery Period

From May 16,2012 through September 30,2012

(4) Delivery Place
49-100-6 Yonozu,Mikuni Town,Sakai City,Fukui Prefecture
Technoport Fukui Joka (Waste-Water Purification)Center

(5) Date and Place for Bidding and Bidding Outcome
Date:10:00.a.m.May 7,2012
Place:Fukui Prefectural Government Office 1005 Conference Room (10F), 3-17-1 Ote,Fukui City,Fukui Prefecture

(6) Contact point for the notice
Public Enterprises Management Division ,Department of Industry and Labor , Fukui Prefecture,3-17-1 Ote,Fukui City,Fukui Prefecture 910-8580 Japan
Tel.0776-20-0535

芦原土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成23年4月13日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年4月10日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所
理 事 藤井 健次 あわら市横垣10-4

芦原土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成24年3月15日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年4月10日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所
理 事 倉野 正章 あわら市横垣10-9

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規程により、福井市より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成24年4月10日

福井県知事 西川 一誠

1 測量計画機関の名称
福井市

2 作業の種類
(1) 空中写真カラー撮影
(2) デジタルオルソ作成
(3) 数値図修正

3 作業の期間
平成23年7月1日から平成24年3月31日まで

4 作業の地域
福井市内一円

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、基本測量の終了についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成24年4月10日

福井県知事 西川 一誠

1 測量計画機関の名称
国土地理院

2 作業の種類
基本測量(基準点測量)

3 作業の期間
平成23年7月5日から平成24年3月

1日まで

4 作業の地域
大野市

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、越前町長から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年4月10日

福井県知事 西川 一誠

1 都市計画の種類および名称
(1) 種類
丹南都市計画下水道
(2) 名称
越前町公共下水道(朝日処理区)

2 縦覧場所
福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部河川課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、越前町長から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年4月10日

福井県知事 西川 一誠

1 都市計画の種類および名称
(1) 種類
織田都市計画下水道
(2) 名称
越前町公共下水道(織田処理区)
越前町特定環境保全公共下水道(宮崎処理区)

2 縦覧場所
福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部河川課

建築士法 (昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号。以下「法」という。) 第 9 条第 1 項の規定に基づき、建築士の免許を取り消したので、法第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 4 年 4 月 1 0 日
福井県知事 西川 一誠

- 1 免許の取消しをした年月日
平成 2 4 年 3 月 3 0 日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名
道木 宏昌
- 3 免許の取消しを受けた建築士の別
二級建築士
- 4 免許の取消しを受けた建築士の登録番号
福井県知事登録第 5 7 0 0 号
- 5 免許の取消しの理由
平成 5 年二級建築士試験において、法第 1 5 条第 4 号に規定する受験資格を有しないにもかかわらず、受験申込書に虚偽の記載をして受験し、合格したことが判明したため、法第 1 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、合格の決定を取り消された。
このことは、法第 9 条第 1 項第 5 号に該当する。

福井県監査委員会

福井県監査委員告示第 1 0 号
地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、措置を講じた事項について、次のとおり公表する。
平成 2 4 年 4 月 1 0 日

福井県監査委員
山岸 猛夫
同 鈴木 宏紀
同 辻岡 俊三
同 朝山 美樹雄

福井県知事からの措置報告

1 総務部

監 査 対 象 機 関	税務課
監査結果報告年月日	平成 2 4 年 1 月 1 3 日
監 査 の 結 果	狩猟税証紙の還付分について、証紙特別会計から一般会計への繰出がされていなかった。
措 置 の 内 容	狩猟税証紙の還付が発生した場合には、必ず証紙特別会計から一般会計への繰出をするよう、複数の職員により確認を行う。

2 安全環境部

監 査 対 象 機 関	自然環境課
監査結果報告年月日	平成 2 4 年 1 月 1 3 日
監 査 の 結 果	契約額が 5 0 万円以上である C O P 1 0 エクスカーション企画・運営業務委託契約において、請書を徴していなかった。また、1 0 月に請求書を受理していたにもかかわらず、翌年 5 月に支払っていた。
措 置 の 内 容	全課員が会計員研修を受講し、財務規則に基づいた会計事務手続の再確認を行った。 今後は、請求書の到達後、速やかに記載内容を確認し、経理担当者か定期的に課員に声掛けを行うなど、支払漏れや支払遅延の防止に努める。

3 健康福祉部

監 査 対 象 機 関	障害福祉課
監査結果報告年月日	平成 2 4 年 1 月 1 3 日
監 査 の 結 果	昨年度に引き続き、身体障害者福祉相談員他を委嘱する時に起案すべき雇用同の作成依頼が遅れていた。
措 置 の 内 容	今後は、事業実施とともに庶務集約課に対する予算配当などの予算処理や雇用同の作成などが適切に行われるよう、事業担当者に加えて経理担当者がチェックを行うように改め、厳正な予算執行を行うよう徹底する。

監 査 対 象 機 関	県立病院
監査結果報告年月日	平成 2 4 年 1 月 1 3 日
監 査 の 結 果	医師公金借上敷金について、資金的支出で支出すべきところ、誤って収益的支出である雑費で支出していた。
措 置 の 内 容	今後は、業務内容をよく確認のうえ、複数の職員による支出科目等のチェックを行い、厳正な予算執行を行う。

4 観光営業部

監 査 対 象 機 関	プラント営業課
監査結果報告年月日	平成24年1月13日
監 査 の 結 果	1 備品購入費で支出すべきイラスト作成ソフトを消耗品費で支出するなど、複数の支出において科目や支出手続に誤りがあった。 2 口座引落不能となった通信運搬費について、戻入し再度資金前渡にて支出すべきところ、公共資金前渡職員口座から現金を払出し、払い込んでいた。また、その際の領収書を紛失していた。
措 置 の 内 容	1 今後は、業務内容をよく確認の上、複数の職員による支出科目等のチェックを行い、厳正な予算執行を行う。 2 公共料金が口座引落不能になっている場合は、必ず戻入し再度資金前渡にて支出することとし、公共資金前渡職員口座からは払出さないよう職員に周知徹底した。

5 農林水産部

監 査 対 象 機 関	水田農業経営課
監査結果報告年月日	平成24年1月13日
監 査 の 結 果	2万円以上の物品の購入について、備品購入費で執行し所定の管理をすべきところ、消耗品費で執行し必要な物品管理手続が執られていなかった。 指摘を受けた物品については、早急に物品管理手続を行った。今後は、業務内容をよく確認の上、複数の職員による支出科目等のチェックを行い、厳正な予算執行を行う。

6 土木部

監 査 対 象 機 関	土木管理課
監査結果報告年月日	平成24年1月13日
監 査 の 結 果	1 寄附金として受け入れるべき大雪による見舞金について、雑入で受け入れていた。 2 使用料および賃借料で支出すべき国土交通省土木積算システム基準データ提供業務について、委託料で支出していた。
措 置 の 内 容	1 今後は、内容をよく確認のうえ、複数の職員による歳入科目等のチェックを行い、厳正な歳入管理を行う。 2 今後は、業務内容をよく確認の上、複数の職員による支出科目等のチェックを行い、厳正な予算執行を行う。

監 査 対 象 機 関

建築住宅課
平成24年1月13日

監 査 の 結 果
契約保証金に代わる担保として預かった保証小切手について、保管手続を誤っていた。

措 置 の 内 容
金券等の領収の際には、必ず複数の職員で対応するなどチェック体制を強化し、福井県財務規則に則って適切な事務処理を行う。

監 査 対 象 機 関

営繕課
平成24年1月13日

監 査 の 結 果
公用車による交通事故(車両損傷2件)が発生し、損害賠償金および修繕費の支出があった。
(損害賠償額 110,933円
修繕費 547,764円, 7,700円)

措 置 の 内 容
交通法規の遵守や、天候・路面状況も踏まえた安全運転をするよう注意を喚起するとともに、安全運転に関する留意事項の職員への配布や安全運転講習会に参加するなど、職員の安全運転の意識向上および普及啓発を図った。

7 会計局

監 査 対 象 機 関	会計課
監査結果報告年月日	平成24年1月13日
監 査 の 結 果	政策統計課が執行した防犯ブザーおよび懐中電灯の購入に係る契約保証金について、現金領収したものは翌営業日までに指定金融機関へ払込むべきところ、1か月以上遅れていた。
措 置 の 内 容	情報共有のため、現金領収の際には必ず複数の職員で対応するとともに、銀行への現金払込後、領収印のある現金払込書を課内供覧するなど再発防止策を講じた。

8 議会事務局

監 査 対 象 機 関	議会事務局
監査結果報告年月日	平成24年1月13日
監 査 の 結 果	昨年度に引き続き、備品として購入した会議録検索システム用サーバー他において、備品台帳が作成されていなかった。
措 置 の 内 容	会議録検索システム用サーバーおよびインターネット放送確認用モニターについては、備品台帳の作成を行った。 また、今後、台帳の作成については、再発防止を図るため、支払の決裁の際に、備品台帳の作成を行うこととし、年度末に備品登録の有無の確認をすることとする。